

(仮称) フレスコ東松島赤井店・(仮称) ツルハドラッグ東松島赤井店・
(仮称) 夢みの里東松島赤井店の届出概要について
(法第 5 条第 1 項 新設)

- 1 届出者 フレスコ株式会社、株式会社ツルハ、社会福祉法人夢みの里
- 2 届出年月日 令和 6 年 7 月 3 0 日
- 3 店舗の名称 (仮称) フレスコ東松島赤井店・(仮称) ツルハドラッグ東松島赤井店・
(仮称) 夢みの里東松島赤井店
- 4 店舗設置者
- (1) フレスコ株式会社 代表取締役 菊地 盛夫
福島県相馬市中村字宇多川町 1 7 番地
- (2) 株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目 1 番 2 1 号
- (3) 社会福祉法人夢みの里 理事長 菅原 桂子
石巻市門脇町一丁目 2 番 2 1 号
- 5 店舗所在地 東松島市赤井字川前三番 1 5 9 - 1 B 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
フレスコ株式会社	1, 9 1 5. 9 9 m ²	生鮮食品、一般食品、日用雑貨、その他生活関連商品
株式会社ツルハ	1, 0 1 7. 5 6 m ²	医薬品、化粧品、食料品、その他生活関連商品
社会福祉法人夢みの里	5 7. 9 7 m ²	パン
計	2, 9 9 1. 5 2 m ²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和 7 年 3 月 3 1 日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 1 4 0 台 (指針による必要台数: 1 3 5 台)
- (2) 駐輪場の収容台数 3 8 台 (指針による参考台数: 8 6 台)
- (3) 荷さばき施設の面積 9 2. 5 m²
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 3 8. 1 9 5 m³ (指針による必要容量: 9. 2 6 2 m³)

9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 開店時刻及び閉店時刻

- | | |
|----------------|--------------------|
| (イ) フレスコ株式会社 | 午前8時30分から午後9時50分まで |
| (ロ) 株式会社ツルハ | 午前7時から午後9時50分まで |
| (ハ) 社会福祉法人夢みの里 | 午前7時から午後9時まで |

(2) 駐車場の利用時間帯 午前6時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の出入口の数 2箇所

(4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで

10 事務手続き等

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| ・公告年月日 | 令和6年8月16日 |
| ・縦覧期間 | 公告の日から令和6年12月16日まで
(公告の日から4か月間) |
| ・地元説明会 | 令和6年9月25日 |
| ・大規模小売店舗立地専門委員会 | 令和6年11月8日 |
| ・市町村等からの意見書提出期限 | 令和6年12月16日 (公告の日から4か月以内) |
| ・県の意見の通知期限 | 令和7年3月30日 (届出の日から8か月以内) |